

平成二十七年から 軽自動車の税率を変更します

税制改正により、平成二十七年
から、原動機付自転車と二輪車等の税率
を変更します。

▼原動機付自転車と二輪車等の税率

種 別		年 額	
		平成26年度まで	平成27年度以降
原動機付 自転車	総排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	総排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

また、軽三輪車と軽四輪車は、平成
二十七年四月一日以降に初めて車両番
号の指定を受けた車両から、税率を変
更します。なお、平成二十八年度以降
は、初めて車両番号の指定を受けた月
から起算して十三年を経過した軽三輪
車と軽四輪車について、税率を変更し
ます。

▼軽三輪車と軽四輪車の税率

種 別		年 額			
		平成27年3月31 日までの登録車	平成27年4月1 日以降の登録車	登録後13年経過 (平成28年度から)	
軽自動車四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
軽自動車三輪		3,100円	3,900円	4,600円	

▼問合せ 税務課課税係 ☎28・24

事業主(給与支払者)の皆様へ 給与支払報告書の 提出をお願いします

事業主の方は、従業員(家族などの
青色事業専従者を含む)に対し、給与、
賃金、賞与などを支払った場合、支払
いを受ける方ごとに、前年中の支払額
などを記載した給与支払報告書を、そ
の支払いを受ける方の一月一日の住所
がある市町村へ、提出する必要があります
です。

事業主の方で、正規社員、パート、
アルバイト、日雇い、退職者などがい
る場合は、個人・法人を問わず、提出
してください。
▼提出期限 二月二日(月)必着▼提

出方法 持参、郵送またはeL t a x
(エルタックス・インターネットを利用
した提出方法)

事業主(給与支払者)の皆様へ 個人住民税の特別徴収を 推進しています

愛知県と県内すべての市町村では、
個人住民税の特別徴収(給与天引き)
の適正な実施に取り組んでいます。現
在、従業員の個人住民税が普通徴収と
なっている事業所については、平成二
十七年度分以降、特別徴収への切り替
えをお願いします。

特別徴収とは

給与支払者が、所得税の源泉徴収と
同様に、毎月従業員に支払う給与から
住民税を徴収し、納入していただく制
度です。法令の規定により、給与を支
払う事業主は、原則として個人住民税
を特別徴収していただくことになっ
ています。

特別徴収の対象となる方

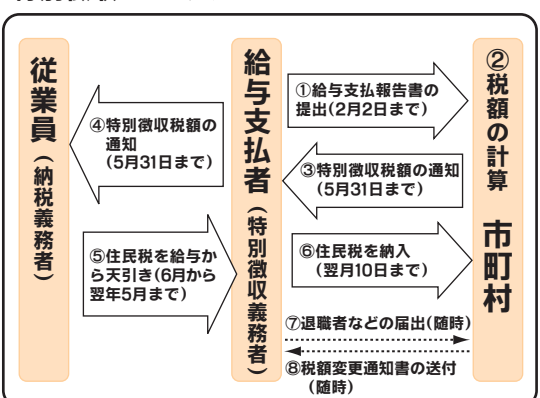
前年中に給与の支払いを受け、かつ
当年の四月一日に給与の支払いを受け
ているすべての従業員(パート、アル
バイトを含む)

特別徴収の対象とならない方

- ・退職者(退職予定者を含む)
- ・二つ以上の事業所から給与の支払い
を受け、他の事業所で特別徴収が行
われている方
- ・給与支払額が少なく、個人住民税を
特別徴収しきれない方

・給与が毎月支給されていない方

特別徴収のしくみ



▼問合せ 税務課課税係 ☎28・24

1/17~23 税に関する 作品展を行います

名古屋西納税貯蓄組合連合会が、名
古屋西税務署管内(豊山町、名古屋市
西区、清須市、北名古屋市)の小中学
生を対象に、税についての作文と習字
を募集しました。その入賞作品の展示
を行います。

▼と き 一月十七日(土)〜一月二
十三日(金) 午前十時〜午後九時(最
終日は午後四時まで) ▼ところ エア
ポートウォーク名古屋一階インフォメ
ーション付近 ▼主 催 名古屋西納税
貯蓄組合連合会 ▼問合せ 税務課課税
係 ☎28・2434